

大使館便り

第242号 令和5年5月9日
在ポルトガル日本国大使館

1. 太田大使からの御挨拶

3月下旬、地元自治体との連携を図るため、アゾレス（ポルトガル語ではアソーレス）諸島のテルセイラ島に出張しました。地図で見ると卵形をした火山島で、最も大きな街であるアングラ・ド・エロイスモは、18世紀の地震により多くの建物が倒壊した後、堅固で低い建物により再建され、壁がパステルカラーで彩られた美しい市街地が、ユネスコの世界遺産に登録されています。酪農が盛んで牛肉や乳製品も有名です。移動の車中、道端のツツジや杉林を見かけるなど、植生が日本に似ている感じを受けました。アングラ・ド・エロイスモ市長に挨拶に伺い懇談したところ、この島はかつてポルトガルから喜望峰回りでインド、アジア方面と行き来する帆船の中継地で、イエズス会の学校が置かれ、そこで学んだ宣教師たちがこの島から日本にまで向かったそうです。そして、この島の地質が日本と酷似しており、気候も近いことから、日本から持ち帰られた多くの植物が定着したため、この島の植生は日本に似ていると述べられました。この先の季節には、紫陽花が見頃となる由。街中の教会では、この島の出身で日本に渡航し、キリシタン禁止令により大村で処刑されて殉教した宣教師が描かれたステンドグラスがあるのを発見しました。街並みも自然も美しいことに加え、日本とのゆかりが深い島であることが非常に印象深く、同市長から、日本の皆様には是非来島頂きたいというメッセージが寄せられています。この機会に、皆様に御紹介いたします。暑い季節を迎えますが、皆様のご健勝をお祈りいたします。



(宣教師が描かれたステンドグラス)



(ジョゼ・アラモ・デ・メネセス市長との懇談)

2. 政治・経済関係

(1) クラヴィーニョ外相、林外相大臣と会談

4月4日、ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣は日本の林芳正外務大臣と会談しました。両

外相は、基本的価値を共有する重要なパートナーとして、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くために緊密に連携するとともに、様々な分野において二国間協力を一層推進していくことで一致しました。また、林外相は「本年の日ポルトガル交流480周年を契機に両国の関係を一層強化したい」と述べ、更なる二国間の交流に言及しました。クラヴィーニョ大臣は会談後、自身のツイッターで「非常に有益な二国間会談であった」と会談の写真と共に会談を振り返りました。

(2) 一部の食品に対する付加価値税を撤廃

4月6日、共和国議会は46の食品を付加価値税(VAT)の課税対象から免除する法案を可決しました。本法案は、3月中旬にインフレ対策としてフェルナンド・メディーナ財務大臣より発表されてきました。これにより、パン、パスタ、米や乳製品などの46の基礎食品がVAT免除の対象となります。4月11日に共和国大統領により公布された後、4月18日より施行されました。施行と同時に、コスタ首相は同施策の延長示唆し、「政府として、インフレの状況を観察し、消費者を守るために適当な対応をしなければならない」と述べました。しかし、当地ネゴシオス紙、インテルキャンプ社が行った世論調査によると、圧倒的多数のポルトガル人(75%)が同政策の効果については懐疑的で、付加価値税の免除よりも、恒久的な価格の固定がより有効であると考えています。

(3) インテルキャンプ社の世論調査発表

4月14日、インテルキャンプ社は政党支持に対する世論調査の結果を発表しました。与党・社会党(PS)の支持率は25.2%(前月比0.7ポイント減)となり、最大野党・社会民主党(PSD)の支持率は24.1%(同0.1ポイント減)と微減しました。PSとPSDの支持率の差は0.9ポイント(前月比0.7ポイント減)に縮まりました。その他政党ではリベラル主導党(IL)、左翼連合(BE)、統一民主連合(CDU)、人と動物と自然の党(PAN)の支持率は微増しました。第3政党である、シェーガ党(CH)は支持率が減少しました。上記の結果を踏まえると、右派政党の支持率は44.6%となり、左派政党の37.6%を上回ります。同社による最新の政党別支持率は以下のとおりです。

政党	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会党(PS)	24.2	27.0	26.3	23.4	25.9	25.2
社会民主等(PSD)	22.0	22.1	24.9	22.8	24.2	24.1
シェーガ党(CH)	11.4	9.6	9	11.6	13.5	13.2
リベラル主導党(IL)	6.7	7.5	6.4	7.4	7.0	7.3
左翼連合(BE)	6.1	7.5	6.3	4.8	6.7	7
統一民主連合(CDU*)	5.4	3.8	3.1	3.9	3.2	4.3
人と動物と自然の党(PAN)	2.3	3.1	3.1	2.4	1.5	2.3

民衆党 (CDS**)	1.3	1.9	0.6	0.9	1.3	1.4
自由党 (Livre)	2.3	1.7	2.0	1.3	2.4	1.1

※ポルトガル共産党 (P C P) ・緑の党 (P E V) の連合

※※現在無議席

(4) 社会党設立50周年に関する記念行事の開催

4月19日に与党である社会党は設立50周年を迎え、リスボンで夕食会が開催されました。夕食会には、アントニオ・コスタ首相を始め、カルロス・セザール社会党党首、ジャイメ・ガマ元共和国議会議長、オラフ・ショルツ独首相、フィリペ・ゴンザレス元スペイン首相が参加しました。23日にはポルトで記念式典が行われ、社会党関係者に加え、海外からはペドロ・サンチェス・スペイン首相、ステファン・ローベン欧州社会党会長などが参加しました。コスタ首相は「私は自分の任期を全うする。日々の議題は簡単なものではないが、我々は目の前の問題に集中する」と述べました。

(5) ルーラ・ダ・シルヴァ/ブラジル大統領、ポルトガルを訪問

4月21日から25日にかけて、ルーラ・ダ・シルヴァ/ブラジル大統領がポルトガルを訪問しました。訪問中に行われたポルトガル―ブラジル首脳会談は2016年以来、7年ぶりの開催となりました。会談では、経済、科学技術、高等教育などの分野で計13の二国間協定が結ばれました。会談後、「ポルトガルとブラジル：未来のためのパートナーシップ」と題された共同声明が発表され、二国間の更なる協力が表明されました。同声明の中で、ロシアによるウクライナ侵攻についても言及し、「領土保全の侵害である」と非難しました。また、ルーラ大統領は25日の革命記念日に共和国議会にて行われた歓迎セッションで演説を行い、「ポルトガルは自分の家のように感じる」とポルトガルの歓迎に対して感謝を述べました。

(6) レベロ・デ・ソウザ大統領、革命記念日に共和国議会で演説

4月25日、ポルトガルは49回目の革命記念日を迎え、レベロ・デ・ソウザ大統領が共和国議会で演説を行いました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、「この4月25日は民主主義を呼び覚ます機会であってほしい。この民主主義の回復によって、より多くのポルトガル国民が自由を得られた。(中略) 民主化により発展の加速も期待されたが、山あり谷あり、成功も失敗もありである。最後の声(=決定権)は国民にある。国民あってこそ自由も民主主義も存在し得る。独裁に決して回帰せず、4月25日を選択し続けることである。たとえ、それが不完全で長続きせず期待外れだと分かっている。確実に4月25日は生きている。大望を創るため、不満を創るため、妥協しないため、そして増加し不断で止むことのない更に良い(市民的な)厳格さを創るために、それは生まれたからだ。いつまでも。4月25日、自由、民主主義、ポルトガル万歳！」と結び、民主主義の重要性を訴えました。

3. 広報・文化関係

(1) 2024年度日本政府奨学金留学生の募集開始

ポルトガル国籍の方を対象に、日本の大学（学部・大学院）において学ぶための日本政府奨学金留学生の募集を開始しました。

- ・申請書類提出期限：2023年6月5日（月）当館必着
- ・申請書送付先：当館広報文化班（cultural@lb.mofa.go.jp）にメールで送付。

（送付後48時間以内に受領確認の返信が無い場合は、当館広報文化班宛に御電話下さい。）

応募者の資格及び条件等の詳細は、下記 URL から御確認ください。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_pt/00_bolsas_2023_00002.html

募集要項・申請書（大学院）：

<https://www.studyinjapan.go.jp/en/smap-stopj-applications-research.html>

募集要項・申請書（学部）：

<https://www.studyinjapan.go.jp/en/smap-stopj-applications-undergraduate.html>

(2) 第17回国際漫画賞の作品募集開始

外務省は「第17回日本国際漫画賞」の作品を募集しています。本漫画賞は、海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流に貢献した漫画作家を顕彰することを目的として実施されているものです。



募集要項等詳細は、下記 URL から御確認ください。

- ・募集期間：2023年7月7日まで
- ・募集要項：<https://www.manga-award.mofa.go.jp/en/application/17/index.html>
- ・応募票：<https://forms.office.com/r/aYHsXJ9nr4>

(イベント情報)

(1) イベロアニメ2023リスボン (IBERANIME 2023 LISBOA)

ポルトガル最大の日本のポップカルチャーイベント「イベロアニメ2023リスボン」が、下記のとおり開催されます。当館は和太鼓ワークショップ、日本の遊び紹介、浴衣体験等を行う予定です。

- ・日時：2023年5月13日（土）、14日（日）
- ・会場：FIL - Feira Internacional de Lisboa
- ・URL：<https://www.iberanime.com>
- ・チケット：<https://www.iberanime.com/loja-ticket/>

(2) 「日本祭り」(Festa do Japão) の開催

日本ポルトガル交流480周年行事として、ポルトガル日本商工会議所主催、リスボン市・EGEAC・ベレン区共催、当館協力により、「日本祭り」(Festa do Japão) を開催致します。会場で多くの皆様にお会いできますことを楽しみにしています。

- ・日時：2023年6月24日(土) 14時～22時
- ・会場：ベレン地区 Jardim Vasco da Gama
- ・入場無料。



(3) エヴォラ大聖堂におけるパイプオルガンコンサート

16世紀にポルトガルを訪れた天正遣欧少年使節団が弾いたとされるエヴォラ大聖堂のパイプオルガンの修復が、日本とポルトガルの共同プロジェクトにより完了し、これを記念したパイプオルガンコンサートが行われます。是非御来場ください。

- ・日時：5月13日(土)、16時開始
- ・会場：エヴォラ大聖堂

(お知らせ)

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまで御連絡ください。

4. 領事関係

(1) ワールド・ユース・デイに関する注意喚起

本年8月1日から6日にかけて、カトリックの最大のイベントであるワールド・ユース・デイがリスボンにおいて開催されます。ポルトガルの準備委員会やリスボン市は世界各地から150万人が集まることを想定しています。

同イベントに先立ち、7月26日頃より世界各地から青年が集まり、ポルトガル各地で交流を深める予定です。8月1日からの本大会では、いずれかの日にローマ教皇が参加する予定です。リスボン市内では、エドアルド7世公園から当館が所在するリベルダーデ大通りを参加者が埋め尽くすことが想定されています。

上記のとおり、本件イベント開催期間は非常に多くの人々がリスボン市内に滞在することから交通の混乱等を始め、都市機能の混乱が予想されます。つきましては、夏にリスボンを訪れる予定の方は、本件イベント開催期間を避けるようにしてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症について

日本政府は、世界の感染状況が総じて改善してきていること、並びに世界保健機構（WHO）も「国政的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）を解除したことを踏まえ、5月8日、全世界に発出していた感染症危険情報のレベル1（十分注意してください）を解除しました。新型コロナウイルスに関する情報は以下のサイトを御参照ください。なお、

なお、当国内の医療機関・施設、高齢者・要介護者・障害者の支援施設及び当該者の自宅支援におけるマスク着用義務は4月17日をもって解除されています。

〈参考〉

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（3）日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

2023年4月29日以降、入国時における出国時刻前72時間以内に受けた検査（陰性）証明又はワクチン接種証明書（3回分）の提示は不要となりました。一方、同日から、発熱・咳などの症状がある渡航者に対し、主要5空港（成田・羽田・中部・関空・福岡）において、任意でゲノム解析が実施されています。

なお、検査（陰性）証明又はワクチン接種証明書（3回分）の提示が不要となったことから、これまで利用が推奨されていた入国時の「Visit Japan Web」による検疫手続きも不要となりました。

ただし、「入国審査」及び「税関申告」機能は引き続き利用でき、また、外国籍を有する免税購入対象者のうち、在留資格が短期滞在・外交・公用の方は「免税購入」機能も利用可能です。詳細は（<https://vjwtlp.digital.go.jp/>）を御確認ください。

（4）海外在留邦人等向けワクチン接種事業

本事業は、2023年3月に終了しました。

（5）日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。これらを持ち込むと重い罰則の対象になりますので、御帰国の際は肉製品や果物・野菜等を持っていかないよう御注意ください。詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

(植物防疫) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

(6) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てに電話かメールで御来館の予約をお取りください。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しております。その場合、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

(7) 旅券（パスポート）の電子申請の開始

2023年3月27日から、旅券の発給申請手続きが一部オンライン化されました。具体的には、旅券の残りの有効期間が1年未満で、旅券の記載事項を変更しない場合に新たな旅券の発給を申請する、いわゆる切替申請の場合には、電子申請も可能です。その場合、申請時の旅券事務所ないし在外公館への出頭が不要となります。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html

(8) 「在留届」に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、感染症、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報をメールで発信しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は、当館にお越しいただかなくても、以下のサイトから御入力いただけます。今後、様々な手続きが「在留届」と紐付けられる予定ですので、その観点においても同サイトからの届け出をお勧めします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も忘れずにお願いします。

(9) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレ

ジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールも届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(10) 日本における消費税免税制度

2023年4月1日から、消費税免税制度が改正され、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請については、当館 HP (https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html) を御確認ください。

(観光庁 HP からの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者

- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

- ・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

(11) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日6時半から23時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。現在、マイナンバーカードは健康保険証としても使用でき、病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。本年3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入されています。

イ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも、保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証

以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードがあれば本人確認が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

ウーカードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くことをお勧めします。

(12) 御来館時のお願い

領事窓口は原則予約制を採用しています。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。

関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

(13) 本「大使館便り」を含む当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてに電子メールにて御連絡ください。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：consular@lb.mofa.go.jp